

航空機燃料譲与税の概要

区 分	内 容						
1 譲 与 先	空港関係市町村及び空港関係都道府県						
2 譲 与 総 額	航空機燃料税（国税）の収入額の13分の2に相当する額 （平成23年度～令和元年度までの間は、9分の2に相当する額）						
3 譲 与 基 準	<p>(1) 空港関係市町村 譲与総額の5分の4の額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>上 記 の 内 訳</td> <td>1 / 2</td> <td>国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額によりあん分 ※空港の管理の態容等による補正あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 / 2</td> <td>航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音が特に著しい地区内の世帯数によりあん分 ※航空機の騒音により生ずる障害の程度等による補正あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 空港関係都道府県 譲与総額の5分の1の額</p> <p>上記の内訳 空港関係市町村と同様</p>	上 記 の 内 訳	1 / 2	国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額によりあん分 ※空港の管理の態容等による補正あり		1 / 2	航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音が特に著しい地区内の世帯数によりあん分 ※航空機の騒音により生ずる障害の程度等による補正あり
上 記 の 内 訳	1 / 2	国内航空に従事する航空機に係る着陸料の収入額によりあん分 ※空港の管理の態容等による補正あり					
	1 / 2	航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音が特に著しい地区内の世帯数によりあん分 ※航空機の騒音により生ずる障害の程度等による補正あり					
4 譲 与 時 期	毎年度9月及び3月 ※9月は平成31年3月～令和元年8月までに国に収納された航空機燃料税を譲与						
5 譲与税の用途	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用						

（参考）航空機燃料税（国税）の概要

区 分	内 容
1 課 税 物 件	航空機燃料
2 納 税 義 務 者	航空機の所有者又は使用者
3 課 税 標 準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税 率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円 （平成23年度～令和元年度の間は、18,000円）
5 納 税 地	航空機燃料の航空機への積み込みの場所

特別とん譲与税の概要

区 分	内 容
1 譲 与 先	開港所在市町村
2 譲 与 総 額	特別とん税の収入額の全額
3 譲 与 基 準	開港所在市町村に係る特別とん税の収入額に相当する額
4 譲 与 時 期	毎年度 9 月及び 3 月 ※ 9 月は平成31年 3 月～令和元年 8 月までに国に収納された特別とん税を譲与
5 譲与税の用途	制限なし

(参考) 特別とん税 (国税) の概要

区 分	内 容
1 課 税 物 件	外国貿易船の開港への入港
2 納 税 義 務 者	外国貿易船の船長
3 課 税 標 準	外国貿易船の純トン数
4 税 率	純トン数 1 トンまでごとに 2 0 円 (1 年分を一時に納付する場合は 1 トンまでごとに 6 0 円)
5 申告及び納付	とん税とあわせて申告・納付する (特別とん税及びとん税の納付があったときは、その納付に係る金額の 3 6 分の 2 0 に相当する税額の特別とん税の納付があったものとする)

※ 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。

「開港」とは、関税法施行令別表第一に掲げる港をいい、貨物の輸出入並びに外国の貿易船の入港または出港が許されている港のことをいう。

森林環境譲与税の概要

区 分	内 容									
1 譲与先 2 譲与総額 3 譲与基準 4 譲与時期 5 譲与税の使途	<p>市町村及び都道府県 森林環境税（国税）の収入額に相当する額 ※令和元年度～5年度までの間は、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金で対応</p> <p>(1)市町村 譲与総額の10分の9の額 ※令和元年度～6年度までの間は、5分の4の額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">上記の内訳</td> <td style="text-align: center;">5/10</td> <td>私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2/10</td> <td>林業就業者数によりあん分</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3/10</td> <td>人口によりあん分</td> </tr> </table> <p>(2)都道府県 譲与総額の10分の1の額 ※令和元年度～6年度までの間は、5分の1の額 上記の内訳 市町村と同様</p> <p>毎年度9月及び3月</p> <p>(1)市町村 ア 森林の整備に関する施策 イ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策</p> <p>(2)都道府県 ア 当該都道府県の市町村が実施する(1)ア、イに掲げる施策の支援に関する施策 イ 当該都道府県の市町村が実施する(1)アに掲げる施策の円滑な実施に資するための(1)アに掲げる施策 ウ (1)イに掲げる施策</p>	上記の内訳	5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり		2/10	林業就業者数によりあん分		3/10	人口によりあん分
上記の内訳	5/10	私有林人工林の面積によりあん分 ※林野率による補正あり								
	2/10	林業就業者数によりあん分								
	3/10	人口によりあん分								

(参考) 森林環境税（国税）の概要

区 分	内 容
1 納税義務者 2 税 率 3 賦課徴収等 4 施行期日	<p>国内に住所を有する個人</p> <p>1,000円</p> <p>市町村が当該市町村の個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を経由して交付税及び譲与税配付金特別会計に払込み</p> <p>令和6年1月1日</p>